

国土交通省からのお知らせ

各項目の詳細は、全宅連ホームページ（ハトサポ）「法律改正情報」をご覧ください（ハトサポのID、パスワードが必要です）。
<https://member.zentaku.or.jp/law/search/?year=2021>

1. 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行について

すでにご案内のとおり、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律が6月15日に施行されたことに伴い国土交通省において、あらためて周知の依頼がございましたのでご案内いたします。

また、同法の施行に伴い、住宅宿泊事業法施行要領についても改正されておりますのであわせてご案内いたします。

2. マンション標準管理規約の改正について

マンション標準管理規約の改正について、全宅連宛に周知依頼がございましたのでご案内いたします。

3. 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた宅地建物取引業者の業務については、当面の間、宅地建物取引業者がその事務所等に置かなければならないこととされている専任の宅地建物取引士が在宅勤務（テレワーク）をしている場合であっても、宅地建物取引業法第31条の3第1項の規定に抵触しないものとして取り扱うとされているところですが、今般、政府全体として見直しを行っている常駐規制の緩和や、社会におけるテレワークの定着等を踏まえ、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の改正が行われ、令和3年7月1日から施行することとされましたので、ご案内いたします。

第204回通常国会で成立した宅地建物取引関連の主な法律について

第204回通常国会（令和3年1月18日～令和3年6月16日）で成立した宅地建物取引関連の主な法律についてお知らせいたします。詳細は、全宅連ホームページ（ハトサポ）「法律改正情報」をご覧ください。
<https://member.zentaku.or.jp/law/search/?year=2021>

【国民生活センター】 高齢者の自宅の売却トラブルに係る注意喚起について

今般、国民生活センターより高齢者の自宅の売却トラブル防止について、不動産業者に対する注意喚起の周知要請が全宅連宛にございましたのでご案内いたします。詳細は、全宅連ホームページをご参照ください。
<https://www.zentaku.or.jp/news/6476/>

ひょうご憩の宿(夏プラン)が割引価格でご利用可能！

兵庫宅建は、一般財団法人「ひょうご憩の宿」との間で「宿泊施設利用契約」を提携しています。兵庫県下の5施設を会員皆さま方の「福利厚生施設」としてご利用いただくことができます。
憩の宿を割引価格でご利用いただくには、「優待カード」のご提示が必要です。「優待カード」は、兵庫宅建のホームページでダウンロードいただくか、最寄りの支部にて入手してください。
<http://www.htk.or.jp/topics/member/15638/>
(ID:hyoutaku, PW:4018)

※ご利用に当たっては下記をご確認ください。

- ・優待カードに「企業名」をご記入下さい。
- ・利用当日にフロントで「優待カード」を提示して下さい。
- ・何人のグループでご利用されても、お一人が「優待カード」を提示すれば全員が割引の対象となります。
- ・会員ご自身が同行されなくても、ご家族・ご親戚等のご利用だけでも結構です。

夏期休業のお知らせ

◆協会本部・兵庫宅建（株）

8月12日（木）～16日（月）

※不動産無料相談所は、13日（金）、17日（火）は休止、20日（金）から通常どおり開催いたします。

◆近畿レインズ IP 型システム休止期間

8月14日（土）～17日（火） ※全サービス休止

※13日は23時まで、18日は7時より利用可能

※13日～17日にたっけんクラウドで登録・変更等された物件情報は、18日以降に近畿レインズへ反映されます。

◆レインズ全国データベース：休止期間なし

◆たっけんクラウド：休止期間なし

◆ハトらぶ：休止期間なし

提携大学企業推薦入試制度のご案内

全宅連では明海大学不動産学部と提携し、宅建協会会員及びその子弟等を同大学に推薦する企業推薦制度を実施しております。

制度開始以来、推薦した学生は約400名にのぼり、多数の卒業生が不動産業界を中心に活躍しております。

不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、企業推薦特別入学試験制度の活用をご検討ください。

詳細は、全宅連ホームページ（ハトサポ）をご覧ください。

<https://member.zentaku.or.jp/content/menu/recommend/>

土砂災害警戒区域の指定について

下記の地区について指定がありましたのでお知らせします。詳細は、関係土木事務所にご照会ください。

●指定地区 城崎町、竹野町、日高町（所在地：豊岡市）

●指定区域数及び公示日等

土砂災害警戒区域 新規指定 4箇所（地滑り4箇所）
令和3年6月29日兵庫県告示第723号

●公示図面の相談窓口（関係土木事務所）

但馬県民局豊岡土木事務所管理課（電話：0796-26-3741）

空き家・空き地活用を応援する 不動産事業者を追加募集

【神戸市内の事業者限定】

すまいるネットでは、「空き家等活用相談窓口」を設けており、相談の中で空き家・空き地の解決方法等の提案に積極的に取り組む意思のある支援事業者（不動産事業者）を追加募集しますので、ぜひご応募ください。

※神戸市 兵庫・長田・須磨・垂水・北地区の対応が出来る事業者を募集

【支援事業者の主な条件】

- （一社）兵庫県宅地建物取引業協会の会員である
- 神戸市内の事業者である
- 開業から2年以上である
- 業務経験5年以上の宅地建物取引士を有する 他

【申込受付期間】

令和3年8月19日～令和3年9月2日まで

※応募方法等の詳細は、QRコード又はすまいるネット担当者宛にお問合せください

【問合せ】

神戸市すまいとまちの安心支援センター

すまいるネット（山下、下枝）

電話：078-647-9904（水・日・祝日除く）

<https://www.smilenet.kobe-sumai-machi.or.jp/vacant/support/>

